

2024年12月19日

日本ソーシャルワーカー連盟

会長 田村 綾子 様

## 「生活保護基準引き下げの被害に対し、人権の砦として 司法の職責を果たす判決を求める」署名についてのご協力をお願い

平素より「いのちのとりで裁判全国アクション」に対してのご支援、ご協力に深く感謝申し上げます。

当会は、2013年度からの生活保護基準引き下げは、過去最大の下げ幅（平均6.5%、最大10%）で96%の生活保護利用世帯の保護費が減額された行政処分について、生活保護法違反を争っている「いのちのとりで裁判」を支援しております。生活保護を利用している原告らは、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を侵害されています。

2024年現在、全国で31の訴訟がたたかわれています。2023年4月の大阪高裁判決（大阪訴訟）は、先例となる最高裁判決の判断基準を改変した逆転不当敗訴でしたが、2023年11月の名古屋高裁判決は、国に「少なくとも重大な過失」があり違法性が大きいとして国家賠償まで命じる逆転完全勝訴でした。全国の地裁では原告側が圧倒しており、直近の岡山地裁での勝訴判決を含めて、29例のうち18例の勝訴判決を勝ち取っています。行政訴訟としては前代未聞の展開です。

現在、大阪訴訟と名古屋訴訟は、最高裁第3小法廷（宇賀克也裁判長）に係属しています。これからも各地の訴訟は、次々に最高裁に係属することになると思います。

当会は、最高裁判所が人権保障の砦として司法の職責を果たすよう、正義・公平の理念にもとづく判決をもとめる署名運動をこの秋からスタートさせました。

**署名は、当面1月31日の最高裁要請行動に10万筆を持参しようと各地に呼びかけています。是非各地の所属団体へ、署名の協力を要請していただきますよう、よろしく願いいたします。**

- ・ご連絡いただければ、印刷した最高裁宛署名用紙をお送りします。
- ・最高裁宛署名の意義や裁判のポイントを紹介したチラシ（A4、カラー）もご希望の枚数、お送りします。
- ・協力いただいた署名用紙は、1月20日をめどにお送りください。

裁判が始まって約10年がたちます。高齢や病気のため、亡くなった原告は少なくありません。裁判の長期化は過酷なものです。そのため、一日も早い解決が求められています。この署名が、生活保護問題の早期の全面解決につながり、誰もが生存権を保障される社会づくりに寄与することを願っております。

お一人でも多くの関係のみなさまに、この署名を広げていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。なお、ご不明な点等ございましたら、下記連絡先までご一報ください。

### <呼びかけ団体> いのちのとりで裁判全国アクション

共同代表 尾藤廣喜（弁護士）、井上英夫（金沢大学名誉教授）、木下秀雄（大阪市立大学名誉教授）  
藤井克徳（NPO 法人日本障害者協議会代表）、吉田松雄（全国生活と健康を守る会連合会会長）  
雨宮処凛（作家）、稲葉剛（住まいと貧困に取り組むネットワーク世話人）

### <問合せ先>

〒530-0047 大阪市北区天満3-14-16 西天満パークビル3号館7階

あかり法律事務所 弁護士 小久保哲郎

TEL 06-6363-3310 FAX 06-6363-3320

MAIL inotori25@gmail.com